

今後の小売政策について

2022年 4月26日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 3月上旬に小売事業者向けに行ったアンケート調査（小売実態調査）から見えてきた課題等について整理を行ったので、幅広い観点から御議論いただきたい。
- 原燃料価格の急変を踏まえた電気・ガス料金の在り方について、前回の本小委員会の議論の内容も踏まえて整理を行ったので、御議論をいただきたい。

- 今後、以下のような検討課題について、他の審議会や勉強会等とも連携しつつ、議論を深めていくこととしてはどうか。

安定供給

- 従来の垂直一貫体制から、発電ライセンス、小売ライセンスが導入され、それぞれを別の者が担う体制への移行が進展。こうした中でも、発電事業者や小売電気事業者による**通常の事業活動を通じて、日本全体の十分な燃料を含む供給力が確保されることが望ましいと考えられるところ、どのような仕組み・方策が考えられるか**。また、その上で、**万が一に備えたセーフティネット**について、適切な負担の在り方を含め、どのような方策が考えられるか。

カーボンニュートラル

- カーボンニュートラルの実現に向け需給構造の転換が急務となる中、需要家との接点を有する小売電気事業者が、**需要側の上げDR、下げDR、省エネの促進**などに対して、より積極的な役割を果たすため、どのような方策が考えられるか。

市場・競争・価値創造・地域との連携

- 日本全体の供給力がひっ迫する中、足下では相対や卸電力市場の売り切れ等の課題も顕在化。上記、供給力確保の仕組みと併せ、**小売電気事業者による適切な卸アクセス機会を確保**するとともに、需要家との接点を有する小売電気事業者による**DR等の積極的な活用**を促し、**需要家への価値創造、サービスの向上、更には地域課題の解決**につながる競争環境の実現に向け、どのような方策が考えられるか。

需要家保護

- 世界的な燃料ひっ迫等を背景に、諸外国でも小売事業者の破綻やエネルギー料金の高騰が発生。日本では最終保障供給の仕組みに加え、経過措置料金規制等が存在するところであるが、小売電気事業者の新規参入の進展・多様化が更に進展する中、諸外国における最近の動向や、国内事業者の実態も踏まえ、**小売電気事業者への事業規制、監査、料金などの需要家保護のための仕組み**について、更にどのような方策が考えられるか。

- 1. 小売実態調査の結果から見えてきた課題等について**
2. 燃料価格の急変を踏まえた料金のあり方について

1. 小売実態調査の概要

- 1月25日の基本政策小委員会において、今後の小売政策の論点として提示させていただいた、①小売電気産業の更なる発展の方向性、②需要家保護の在り方、③電力市場における小売電気事業者の役割等、④燃料等の供給力確保における市場と小売電気事業者の在り方、に関して議論を深めていくために、すべての小売電気事業者を対象にアンケート調査を実施し、約3割の事業者から回答を得た。

【実施期間】	2022年2月28日～2022年3月11日
【対象者】	小売電気事業者 全749社（2022年2月28日時点）
【回答数】	222社（約30%）
【質問項目】	・ 経営状況 ・ 小売電気事業の方向性 ・ 電力調達の状況 ・ バランシンググループの状況 ・ リスクマネジメント 等

(参考) 小売実態調査の概要

1. 小売電気事業者の経営状況

- ・ 財務状況（純資産額、収支）
- ・ BGの形成状況（単独BG、親BG、子BG）、需給管理の状況
- ・ 電源調達状況（自己、委託）・方針、スポット市場における調達割合、他社からの調達価格（固定価格、市場連動型）
- ・ 卸供給の割合、卸価格（固定価格、市場連動型） 等

2. 小売電気産業の更なる発展の方向性

- ・ 小売電気産業の発展の方向性
- ・ 小売電気事業の付加価値を高めるために取り組んでいる内容
- ・ 今後取り組んでいることを検討している事業
- ・ 付加価値を高めていく上での制度面での課題 等

3. 需要家保護の在り方

- ・ リスクマネジメントの考え方、リスク評価の方法・頻度、リスクマネジメントの手段
- ・ BG内におけるインバランス料金の負担者、親BG・子BG間のリスクマネジメントの共有、子BGから親BGに対するガバナンス
- ・ 燃料費調整の有無、上限設定の有無
- ・ 電気料金未払い需要家のスイッチング状況 等

4. 電力市場における小売電気事業者の役割等

- ・ 卸電力市場における買い入札価格の考え方
- ・ 電源調達を委託している場合の入札価格の決定者や委託の考え方 等

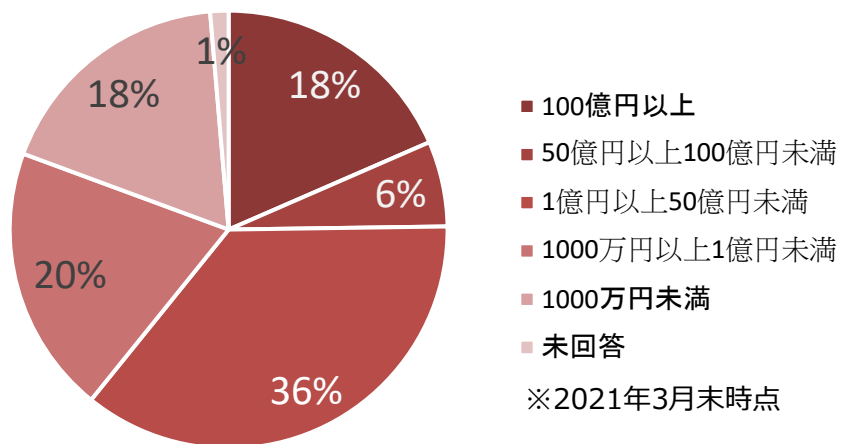
5. 燃料等の供給力確保における市場と小売電気事業者の在り方

- ・ 小売電気事業者が将来的に必要な燃料の量に関するシグナルを発出する必要性、シグナルの発出手段 等

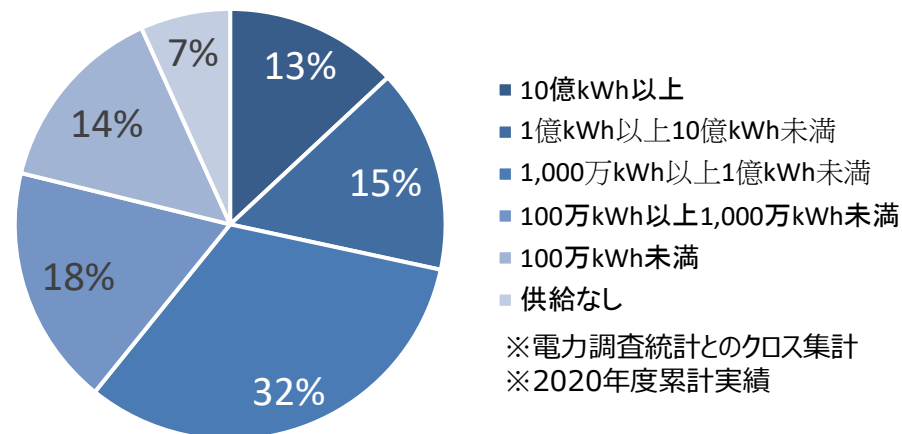
2. 小売電気事業者の経営状況①

純資産額及び2021年度の収支見込みについては、下記のとおり。

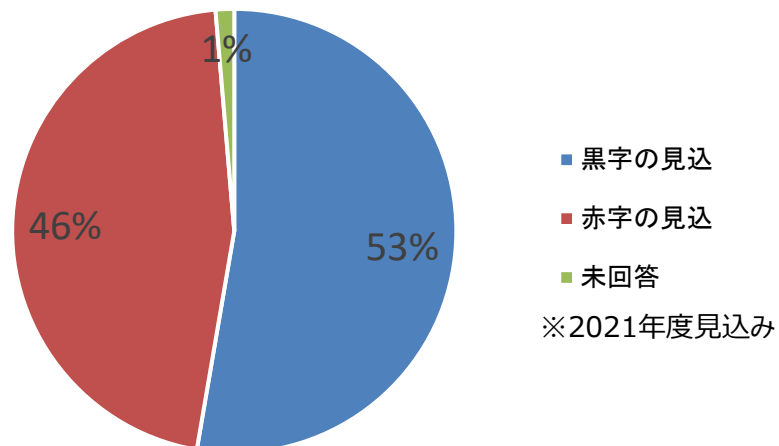
【1-1】純資産額別回答者割合 【回答数】222社



供給量別回答者割合 【回答数】222社



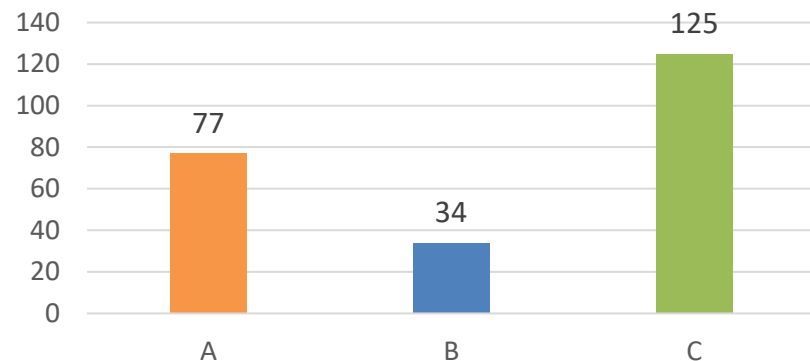
【1-2】2021年度の収支見込み 【回答数】222社



2. 小売電気事業者の経営状況②

【Q2-1】BGの形成について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（エリアによって状況が異なる場合は複数回答可）

【回答数】222社

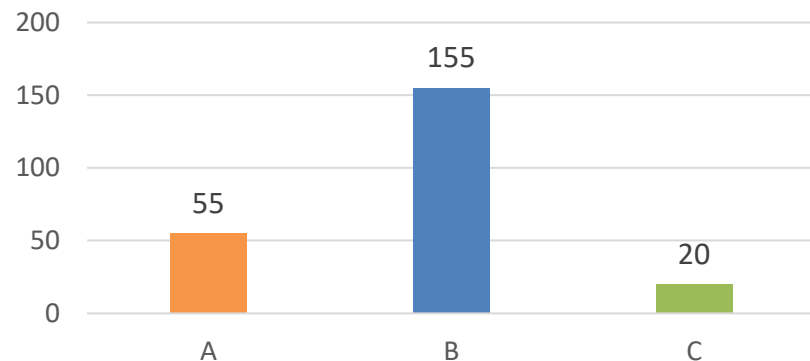


＜回答＞

- A. 単独でBGを形成している。
- B. 親BGとしてBGを形成している。
- C. 子BGとしてBGに加入している。

【Q2-2】需要予測、需給調達計画の作成、需給（受給）管理等の需給（受給）運用などの業務について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（エリアによって状況が異なる場合は複数回答可）

【回答数】222社



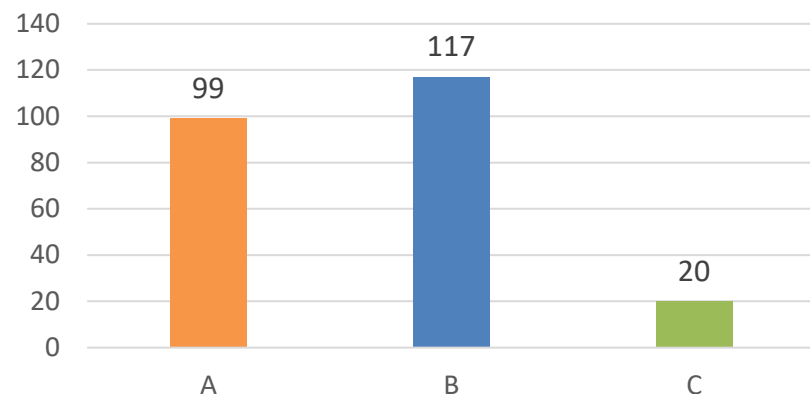
＜回答＞

- A. 自社で実施。
- B. 他社に委託。
- C. 主に自社で実施、一部を他社に委託。

2. 小売電気事業者の経営状況③

【Q2-3】電源の調達業務について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。
(エリアによって状況が異なる場合は複数回答可)

【回答数】222社



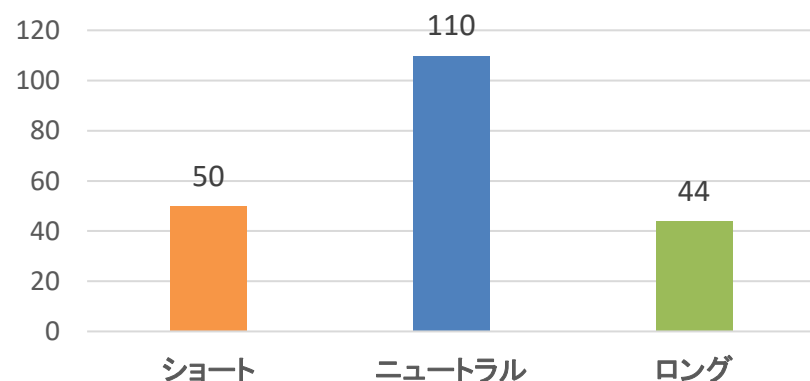
＜回答＞

- A. 自社で実施。
- B. 他社に委託。
- C. 主に自社で実施、一部を他社に委託。

【Q2-4】実需給の2ヵ月前時点における電源調達の方針について、それぞれの季節別に当てはまる選択肢のそれぞれの回答欄に○を記載してください。

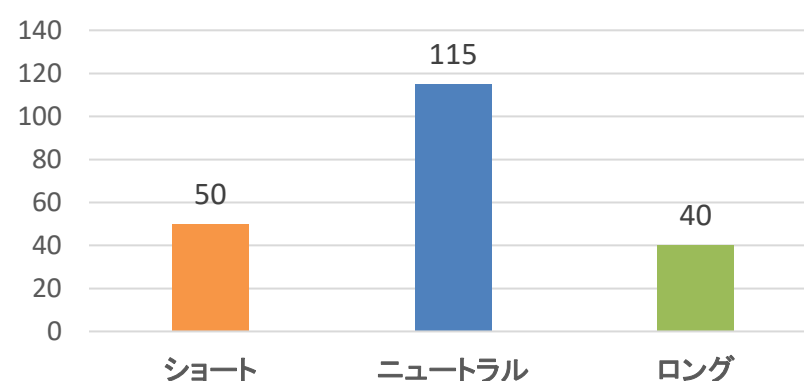
夏・冬

【回答数】204社



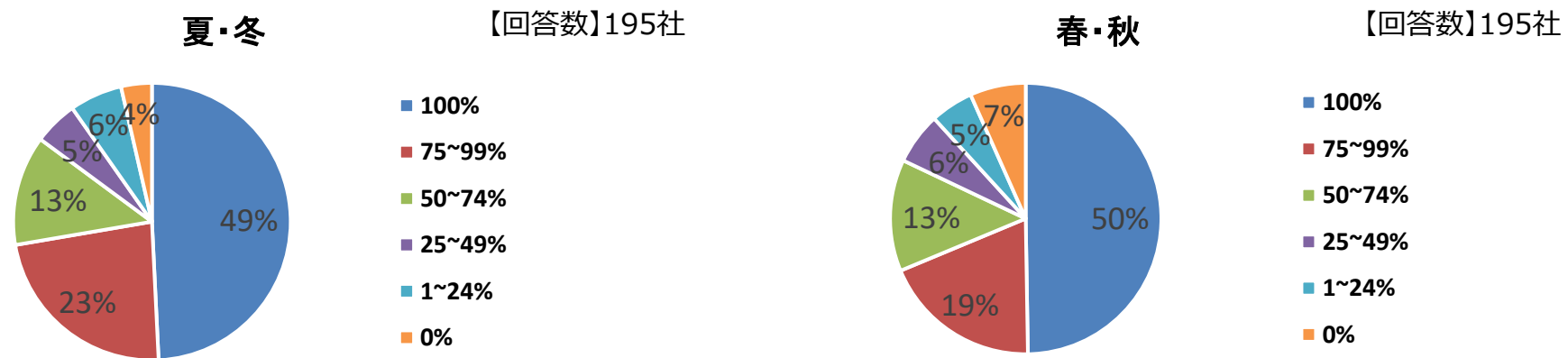
春・秋

【回答数】204社

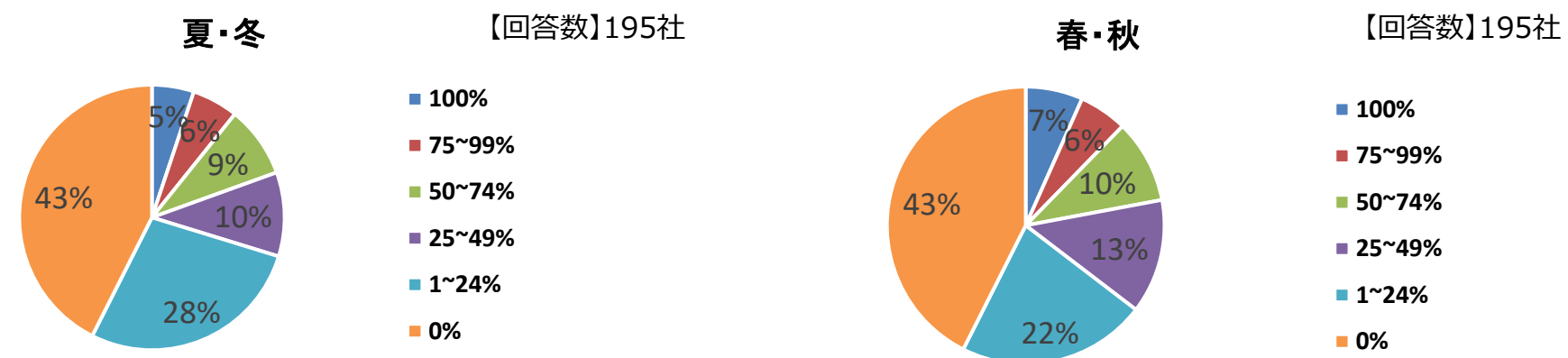


2. 小売電気事業者の経営状況④

【Q2-5】実需給の2ヶ月前の時点における自社の電源、相対契約、先物取引、先渡市場、BL市場及び常時BUによる電力の調達割合について、それぞれの季節別に記載してください。

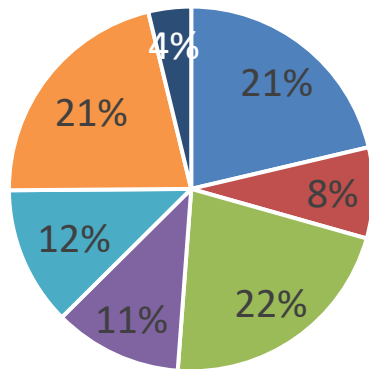


【Q2-6】実需給の2ヶ月前の時点におけるスポット市場及び時間前市場からの調達割合について、それぞれの季節別に記載してください。



2. 小売電気事業者の経営状況⑤

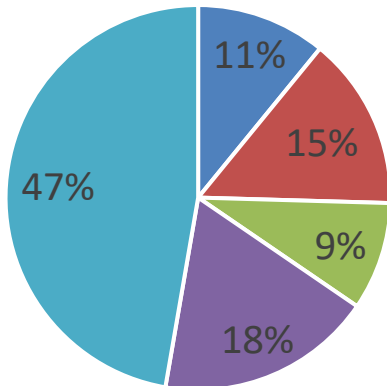
【Q3】他社からの調達価格（常時BUを除く相対契約）について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



- 全て固定価格の契約
- 全て市場連動価格の契約
- 全て燃料費連動価格の契約
- 固定価格の契約が多い
- 市場連動価格の契約が多い
- 燃料費連動価格の契約が多い
- 固定価格、市場連動価格及び燃料費連動価格が同規模程度

【回答数】211社

【Q4-1】別の小売電気事業者へ電力の卸供給を行っている方に伺います。卸供給の割合について記載してください。

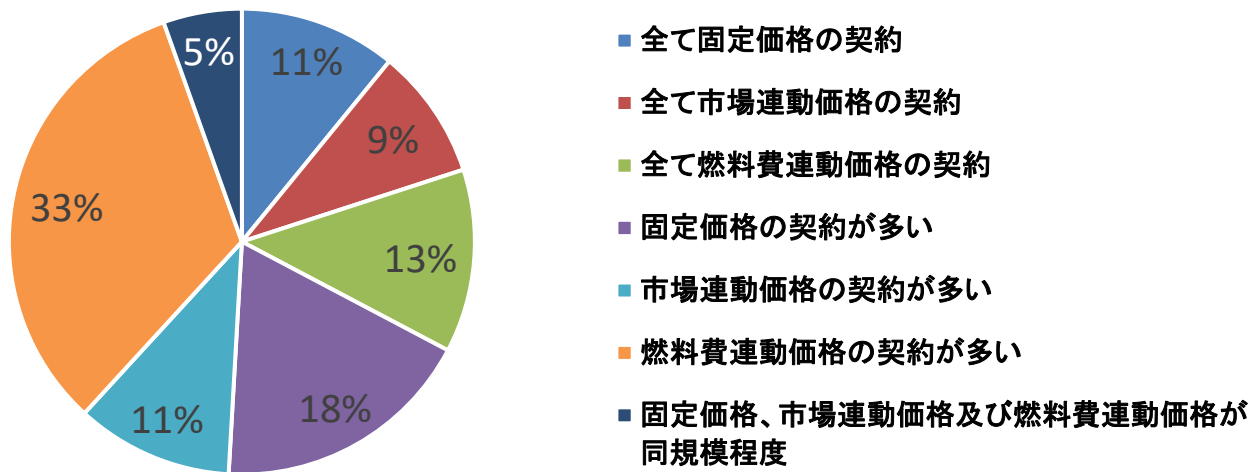


- 100%
- 75~99%
- 50~74%
- 25~49%
- 1~24%

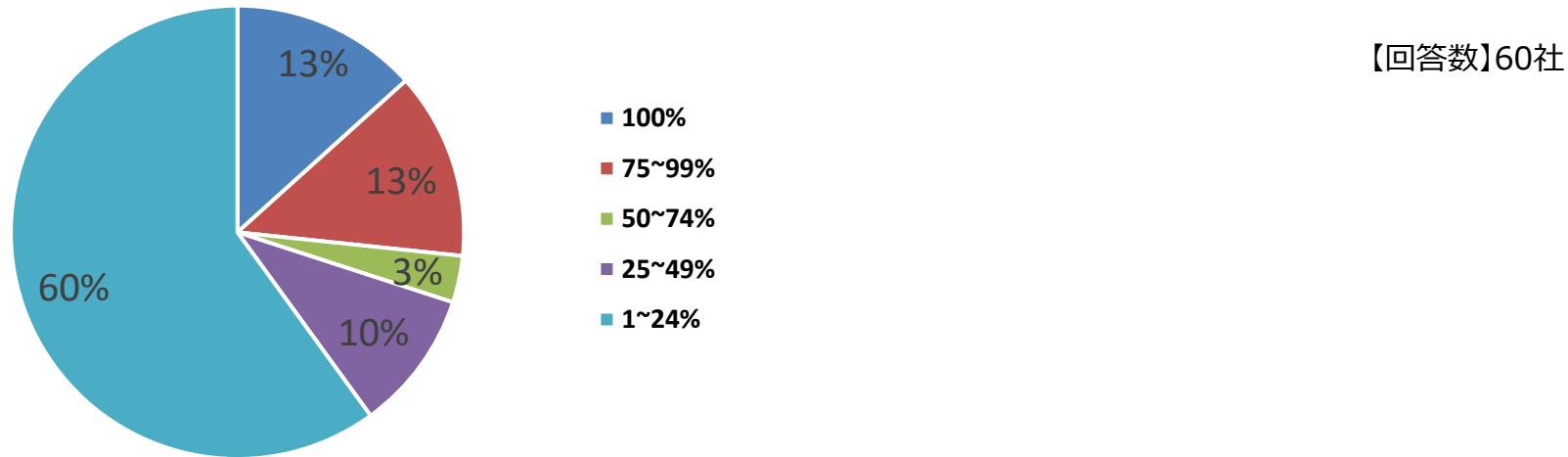
【回答数】55社

2. 小売電気事業者の経営状況⑥

【Q4-2】別の小売電気事業者への卸供給価格について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

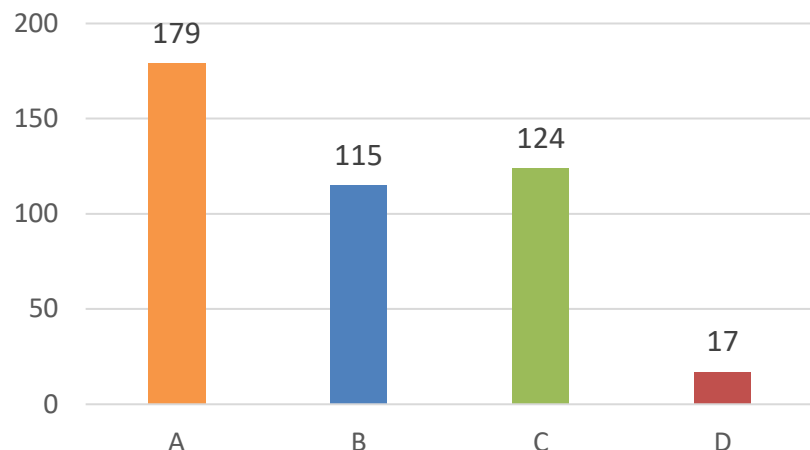


【Q5】グループ会社に電力供給されている方に伺います。供給割合について記載してください。



3. 小売電気産業の更なる発展の方向性①

【Q6】小売電気事業全体の視点に立って、小売電気産業の発展の方向性について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）

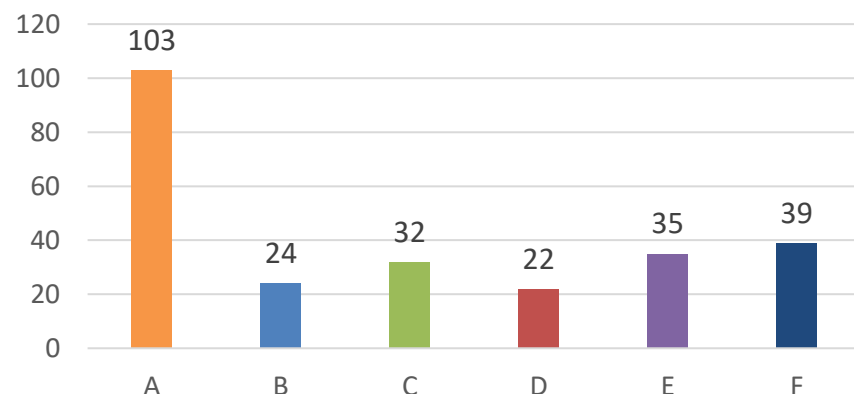


＜回答＞

【回答数】213社

- A. 脱炭素電源の電気や需要最適化メニューの提供等によるカーボンニュートラル社会実現への貢献。
- B. エネルギー需要のマネジメントによる需要家のエネルギーコスト低減への貢献。
- C. 地域の電源を活用した地域経済・社会への貢献。
- D. その他（一例）
 - ・ DERリソースの需給調整市場や容量市場等への活用
 - ・ 分散型リソースの活用(VPP)による再エネ社会への貢献

【Q7】小売電気事業の付加価値を高めるために現在取り組んでいる事業内容について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）



＜回答＞

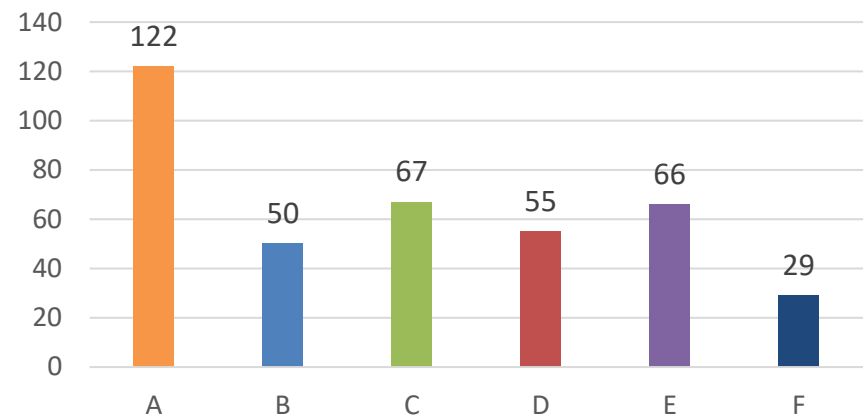
【回答数】155社

- A. 再エネ100%メニュー（実質再エネ100%メニューを含む）の提供
- B. 需要最適化メニューの提供
- C. デマンド・レスポンス（上げDR、下げDR）のサービスの提供
- D. EV充電サービスの提供
- E. 地域の電源を利用した料金メニューの提供
- F. その他
 - ・ 付加価値サービスの提供（PV・蓄電池の設置、ポイント付与等）
 - ・ AI等を活用した省エネサービス

等

3. 小売電気産業の更なる発展の方向性②

【Q8】小売電気事業の付加価値を高めるために、今後、取り組んでいくことを検討している事業について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）



- ＜回答＞
- 【回答数】194社
- A. 再エネ100%メニュー（実質再エネ100%メニューを含む）の提供

B. 需要最適化メニューの提供

C. デイマンド・レスポンス（上げDR、下げDR）のサービスの提供

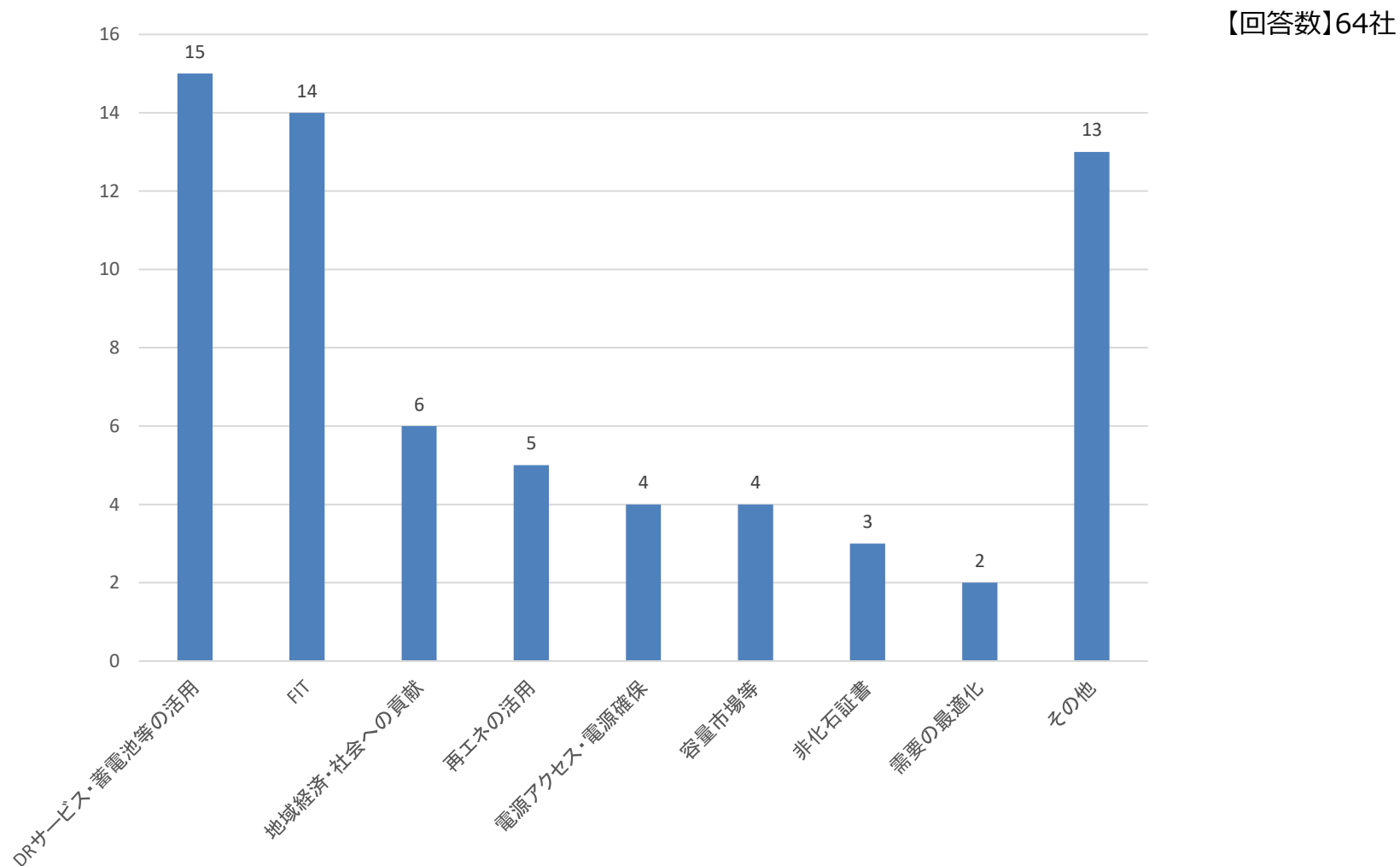
D. EV充電サービスの提供

E. 地域の電源を利用した料金メニューの提供

F. その他
 - ・付加価値サービスの提供（PV・蓄電池の設置、ポイント付与等）
 - ・AI等を活用した省エネサービス
 - ・太陽光PPAサービス
- 等

3. 小売電気産業の更なる発展の方向性

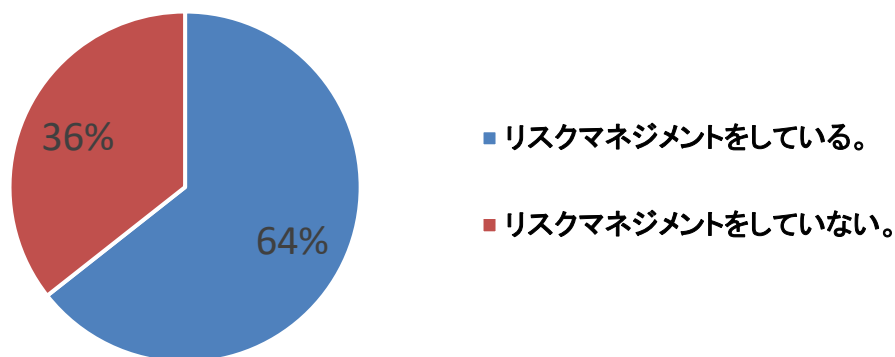
【Q9】小売電気事業の付加価値を高めていく上で、制度面の課題や必要な情報（例：DRサービスを充実させるために必要な情報）があれば記載してください。



4. 需要家保護のあり方①

【Q10-1】自社の資産等の経営体力を上回るリスクを取らないようなリスクマネジメントを行っているか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】219社



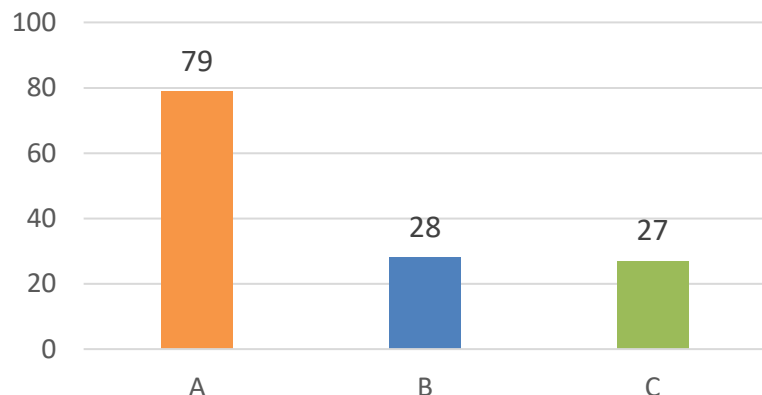
【Q10-2】Q10-1への回答が「1」（リスクマネジメントをしている）の方にお伺いします。リスクマネジメントの考え方について記載してください。（自由記載）

<回答の概要>

- ・ 気象や経済情勢等のデータを活用し、燃料や電力市場の取引価格の高騰リスクのモニタリングを実施。
- ・ 供給電力の大部分を自社電源や相対調達などで賄える範囲内で事業を実施している。
- ・ 市場等の価格変動の影響を受けない電力調達方法で確保することを心掛けている。
- ・ 電力市場価格高騰時に、常時は稼働していない自社電源を活用する。
- ・ 四半期毎など、定期的に収支と、調達計画を見直している。
- ・ 自社や需要の規模に応じて、市場等の価格が変動する電源の割合に限度を設けている。
- ・ 親BGに電源調達、受給管理を委託しており、そこでリスクマネジメントを実施いただいている。

4. 需要家保護のあり方②

【Q10-3】Q10-1への回答が「1」（リスクマネジメントをしている）の方にお伺いします。実施しているリスク評価の方法について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



<回答>

【回答数】128社

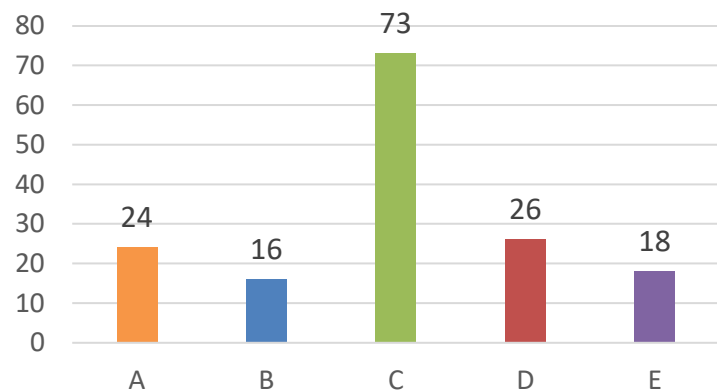
A. ポジションの把握とストレステスト

B. ポジションの把握とEaR(Earning at Risk)

C. その他 ・小売部門における需給関連収支の把握

・販売価格と仕入（電源、託送料金）の価格比較、電源仕入先の分散化

【Q10-4】Q10-1への回答が「1」（リスクマネジメントをしている）の方にお伺いします。実施しているリスク評価の頻度について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）



<回答>

【回答数】139社

A. 毎日

B. 週1回

C. 月1回

D. 半年に1回

E. 年に1回

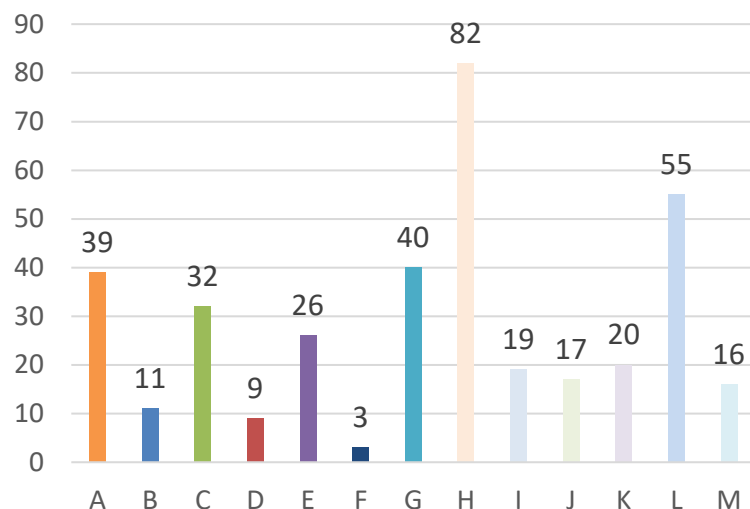
4. 需要家保護のあり方③

【Q10-5】Q10-1への回答が「1」（リスクマネジメントをしている）の方にお伺いします。利用しているリスクマネジメントの手段について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）

【回答数】141社

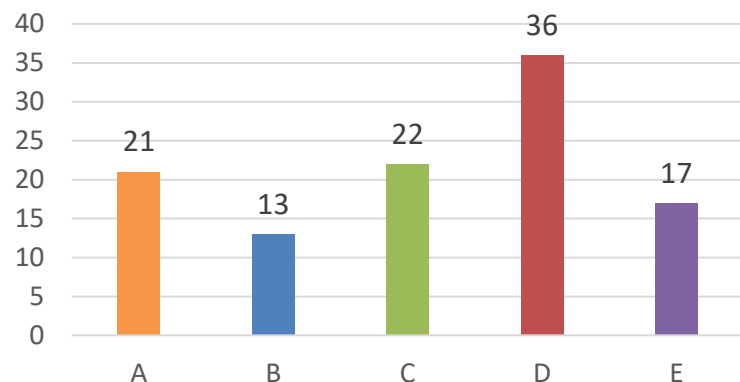
<回答>

- A. 先物取引を利用している。
- B. 先渡市場を利用している。
- C. ベースロード市場を利用している。
- D. 保険を利用している。
- E. 自社の電源から調達している。
- F. 休廃止電源のマッチングを活用している。
- G. 複数年にまたがる固定価格の相対契約（ブローカー経由を含む。）※により調達している。
※燃料費調整による調整は、固定価格に含む。※常時BUは含まない。"
- H. 1年未満の固定価格の相対契約（ブローカー経由を含む。）※により調達している。
※燃料費調整による調整は、固定価格に含む。※常時BUは含まない。"
- I. 電源調達の委託費用を固定料金としている。
- J. DRを運用している。
- K. 需要家や卸供給先（電源調達の委託元を含む。）に対して市場連動型メニューを提供している。
- L. 常時BUの活用
- M. その他
 - ・グループ会社等からの調達
 - ・独自の調整費を採用し、料金で徴収



4. 需要家保護のあり方④

【Q10-6】Q10-1への回答が「2」（リスクマネジメントをしていない）の方にお伺いします。
現在リスクマネジメントをしていない理由について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）



＜回答＞

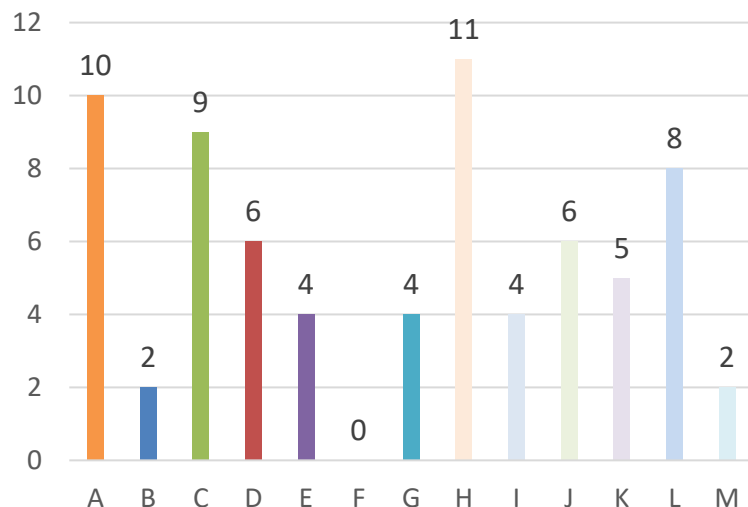
【回答数】78社

- A. 卸電力市場における取引をしていない。
- B. リスクヘッジのノウハウがない。
- C. リスクヘッジを検討中。
- D. 卸電力市場におけるリスクは親BGがとる契約になっている。
- E. その他
 - ・リスクヘッジの選択肢が少ない。
 - ・売電量が少ないため。
 - ・事業者規模や資本等の関係でリスクヘッジを行いたくても行えない。

4. 需要家保護のあり方⑤

【Q10-7】Q10-6への回答が「3」（リスクヘッジを検討中）の方にお伺いします。検討しているリスクマネジメントの手段について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。
(複数回答可)

【回答数】21社

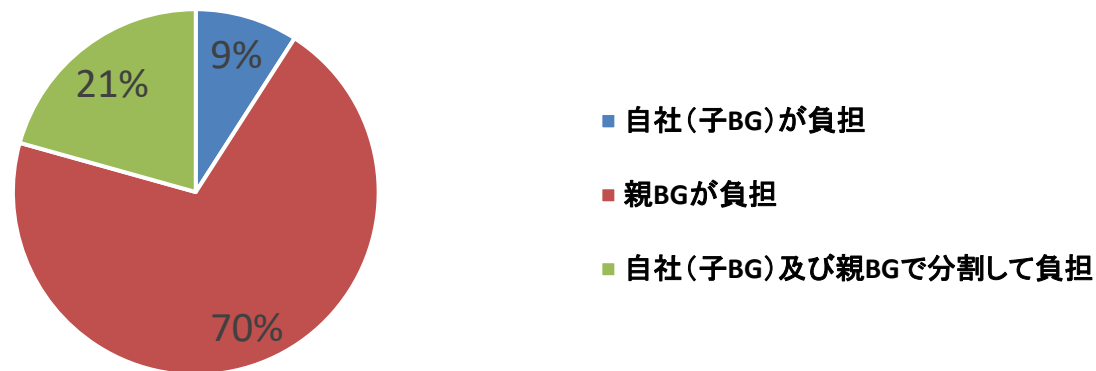


<回答>

- A. 先物取引を利用。
- B. 先渡市場を利用。
- C. ベースロード市場を利用。
- D. 保険を利用。
- E. 自社の電源から調達。
- F. 休廃止電源のマッチングを活用。
- G. 複数年にまたがる固定価格の相対契約（ブローカー経由を含む。）※により調達。
※燃料費調整による調整は、固定価格に含む。※常時BUは含まない。"
- H. 1年未満の固定価格の相対契約（ブローカー経由を含む。）※により調達。
※燃料費調整による調整は、固定価格に含む。※常時BUは含まない。"
- I. 電源調達の委託費用の固定化。
- J. DRの運用。
- K. 需要家や卸供給先（電源調達の委託元を含む。）に対して市場連動型メニューの提供。
- L. 常時BUの活用
- M. その他
 - ・需要家の選別によるロードカーブの最適化
 - ・需要家への独自燃料調整制度等

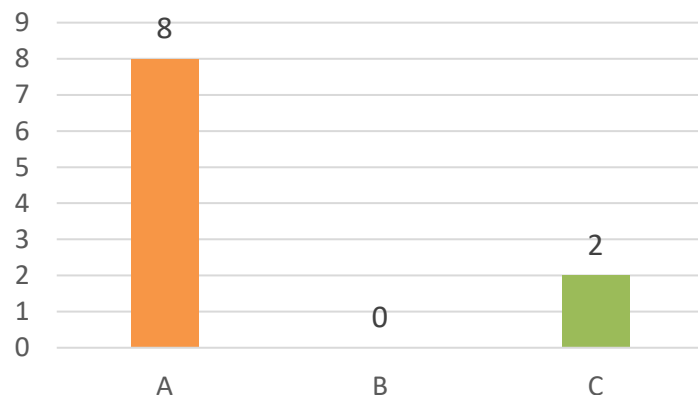
4. 需要家保護のあり方⑥

【Q11-1】子BGの立場にある方にお伺いします。BGに生じるインバランスについて、その料金負担について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



【回答数】128社

【Q11-2】Q11-1への回答が「1」（自社（子BG自身）が負担）の方にお伺いします。御社は、自社判断が及ばない中で、インバランス料金の負担を負うことになるわけですが、どのような理由で、その契約を締結されましたか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）



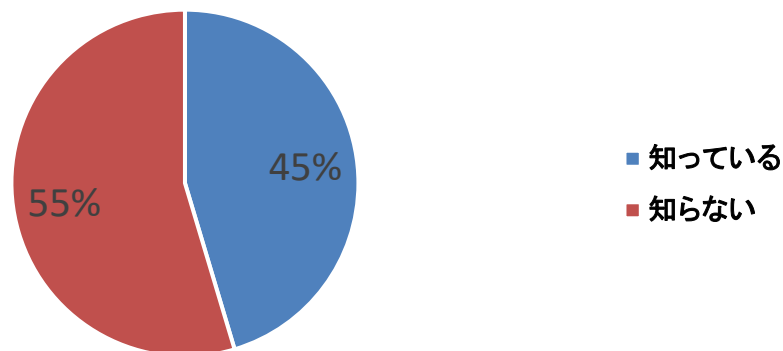
＜回答＞

【回答数】10社

- A. 委託先の相手先が信頼できるから。
- B. 需給（受給）管理の委託料についてディスカウント等のペナルティを講じている。
- C. その他
 - ・親会社が親BGを務めているため。
 - ・毎日調達計画値の事前確認があり、時間毎の調達量と供給量がシステムで把握可能であるため。

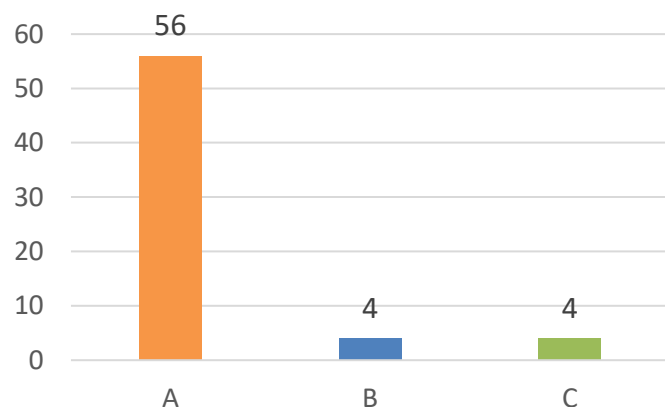
4. 需要家保護のあり方⑦

【Q11-3】子BGの立場にある方にお伺いします。親BGがどのようなリスクマネジメントを行っているか、若しくは行っていないか、知っていますか。当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



【回答数】119社

【Q11-4】Q11-3の回答が「2」（知らない）の方にお伺いします。その場合、御社もリスクを負うことが想定される中、どのような理由で、リスクマネジメントについて情報を得ないと判断されているのか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



【回答数】64社

<回答>

- A. 親BGがリスクを負う契約になっている。
- B. そもそも、リスクの有無やリスクの内容について親BGから説明を受けていない。
- C. その他 ・詳細については把握していないが、親BGのリスクマネジメントを信頼している。

4. 需要家保護のあり方⑧

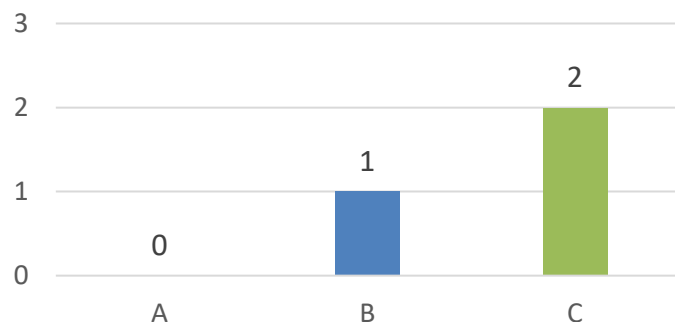
【Q12-1】親BGの立場にある方にお伺いします。BGに生じるインバランスについて、その料金負担について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】38社



【Q12-2】Q12-1への回答が「1」（子BGが負担）の方にお伺いします。子BGは、その判断が及ばない中で、インバランス料金の負担を負うことになるわけですが、そのことについて子BGが親BGに対してどのような形でガバナンスを効かせているか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】3社



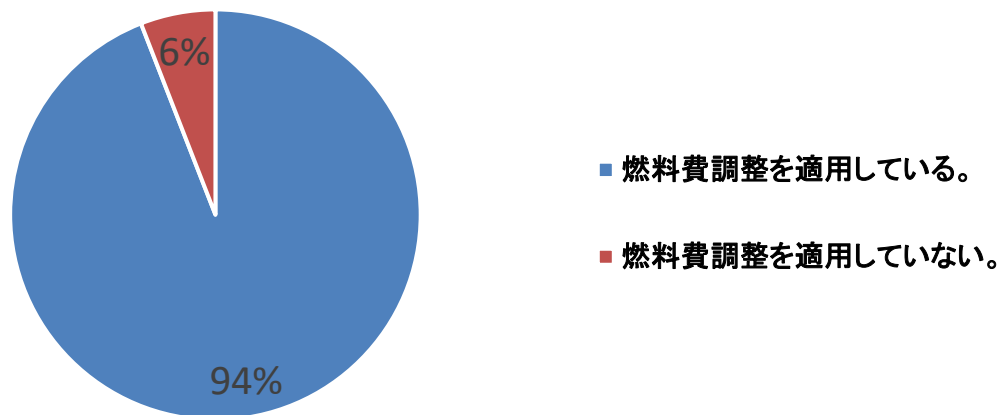
＜回答＞

- A. 特段の措置を講じていない。
- B. 需給（受給）管理の委託料のディスカウント等のペナルティを講じている。
- C. その他
 - ・月次でインバランス乖離率と想定される損失額を報告。
 - ・実績の共有（当該エリアは子BGのみ事業実施）

4. 需要家保護のあり方⑨

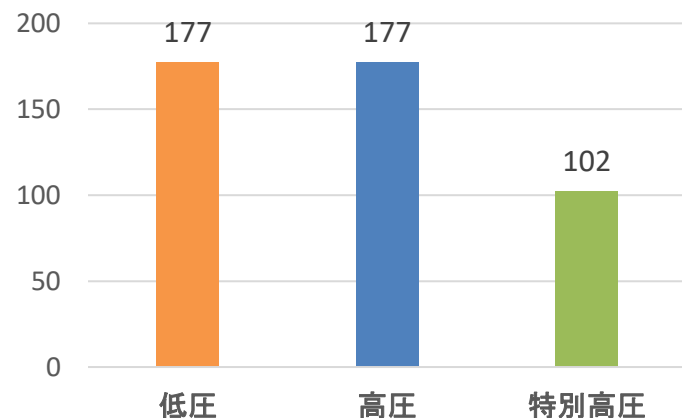
【Q13-1】貴社が提供している料金メニューの燃料費調整についてお伺いします。当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】220社



【Q13-2】Q13-1への回答が「1」（燃料費調整を適用している）の方にお伺いします。燃料費調整を実施している需要部門について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）

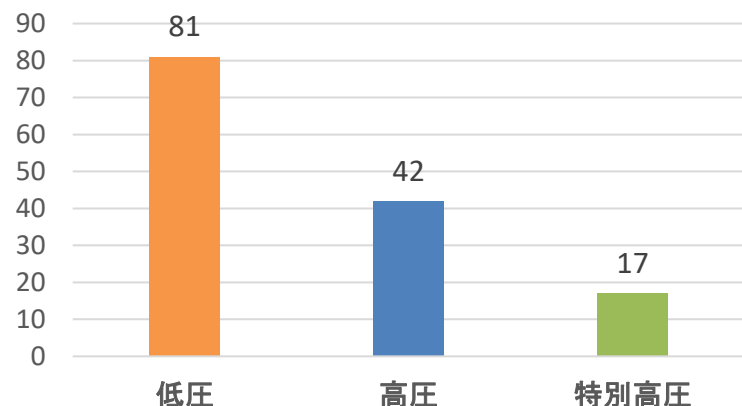
【回答数】206社



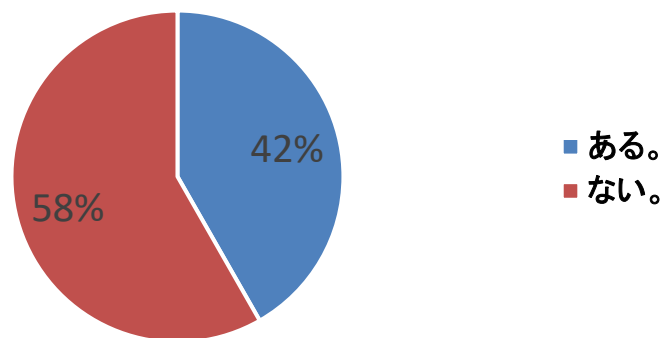
4. 需要家保護のあり方⑩

【Q13-3】Q13-1への回答が「1」（燃料費調整を適用している）の方にお伺いします。
燃料費調整の上限価格設定を設定している場合には、該当する需要部門について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】88社



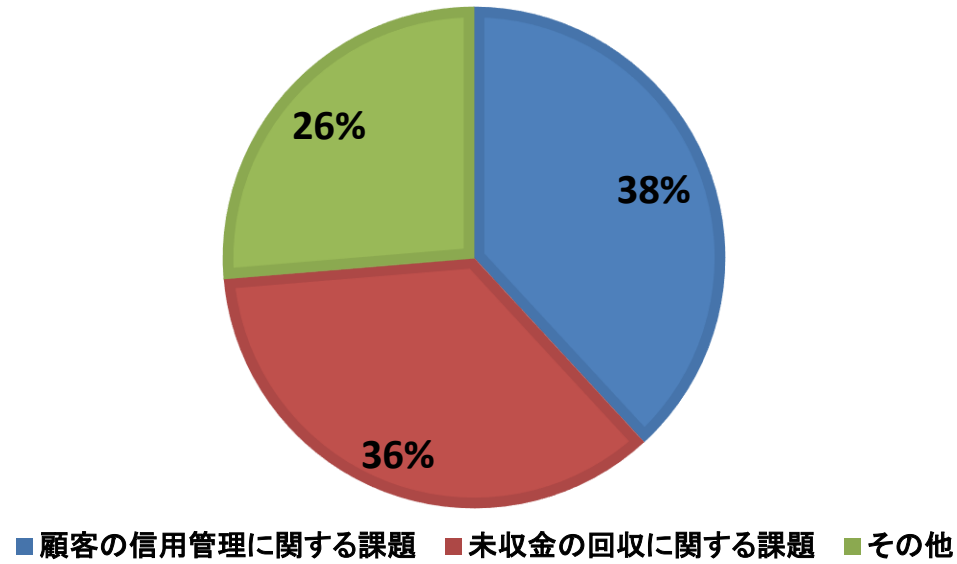
【Q14-1】電気料金を未払いのまま、需要家がスイッチングや転居等した事例があるか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



4. 需要家保護のあり方⑪

【Q15】顧客管理の課題等（例：未収金管理）について自由に記載してください。

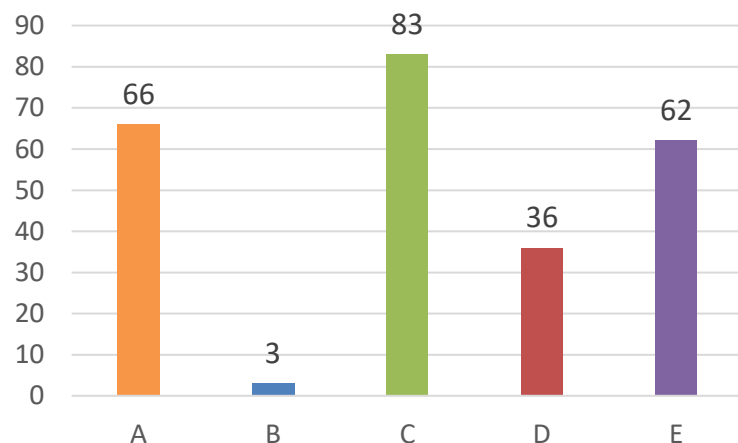
【回答数】76社



4. 電力市場における小売電気事業者の役割等①

【Q16】卸電力市場における買い入札価格において重視していることについて、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）

【回答数】168社



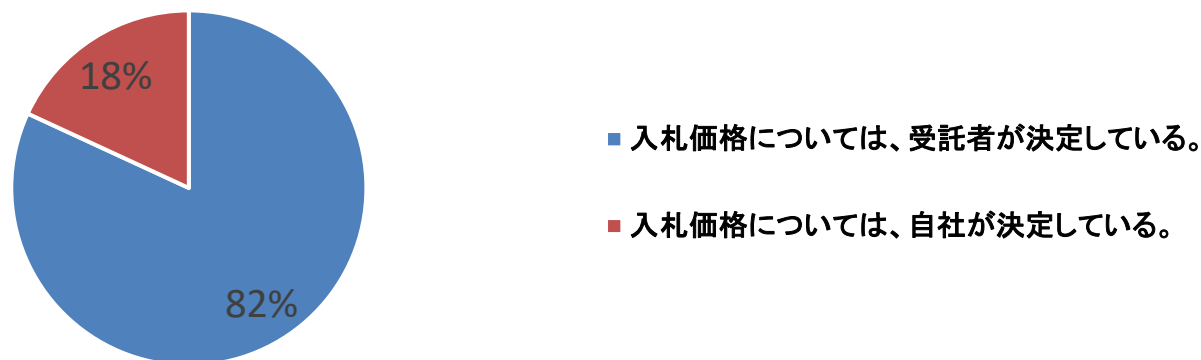
＜回答＞

- A. 電力の販売価格を下回っていること。
- B. DRの価格水準。
- C. 不足インバランス料金を支払わないこと。
- D. 余剰インバランス料金を受け取らないこと。
- E. その他
 - ・同時同量、供給力確保義務を遵守すること。
 - ・経済差替可能な相対調達電源価格を下回っていること。
 - ・不足/余剰インバランスが出た場合と比較して経済的な価格であるか。
 - ・JEPX公表入札カーブの売値・限界費用等から大きく乖離した価格を入札しないよう、価格高騰抑制を考慮。
 - ・電力調達の委託先に任せている。

4. 電力市場における小売電気事業者の役割等②

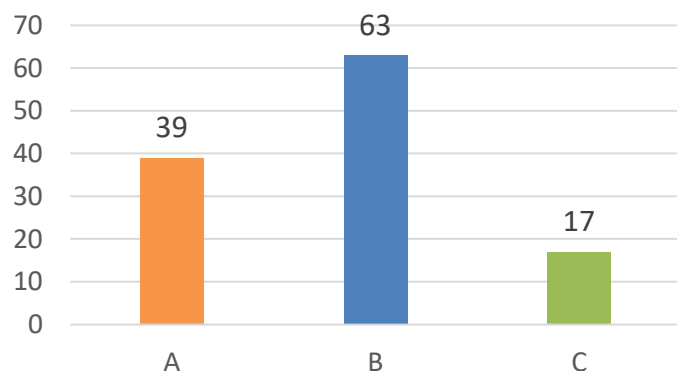
【Q17-1】電源調達を委託している方にお伺いします。卸電力市場における買い入札価格の決定者について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】138社



【Q17-2】Q17-1の回答が「1」（入札価格については、受託者が決定している）の方にお伺いします。その場合、御社の期待する市場価格を大きく上回る価格帯で入札が行われる可能性がありますが、どのような理由で、入札価格について受託者に委ねることとしているのか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】113社



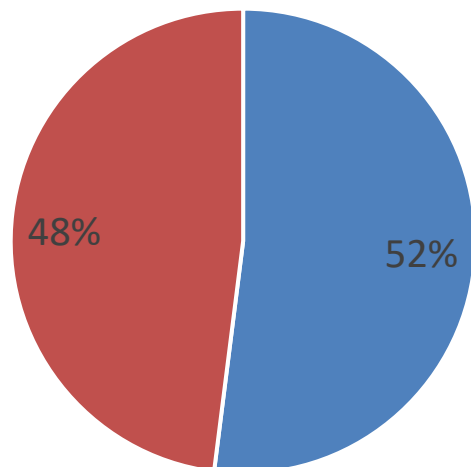
＜回答＞

- A. 委託の相手先が信頼できるから。
- B. 電力調達の委託契約は固定価格であり、市場価格の変動について影響を受けないから。
- C. その他
 - ・事業規模が小さく、市場価格変動の影響が小さい。その中で委託費用が安価。
 - ・委託先が親会社であるから。

4. 電力市場における小売電気事業者の役割等③

【Q18】電源調達を受託している方にお伺いします。卸電力市場における買い入札価格の決定者について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】50社



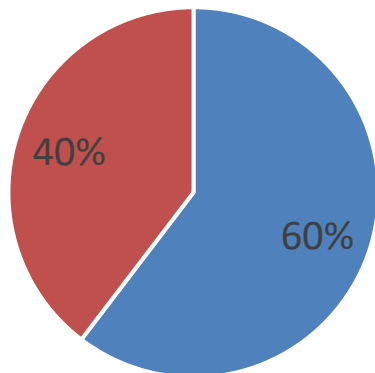
■ 入札価格については、委託者が決定している。

■ 入札価格については、自社が決定している。

5. 燃料等の供給力確保における市場と小売電気業者の在り方①

【Q19-1】小売電気事業者から発電事業者に対して、燃料調達のリミットも踏まえて、実需給の2ヶ月程度前までに発電に必要な燃料の量に関するシグナルを発出することについて、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

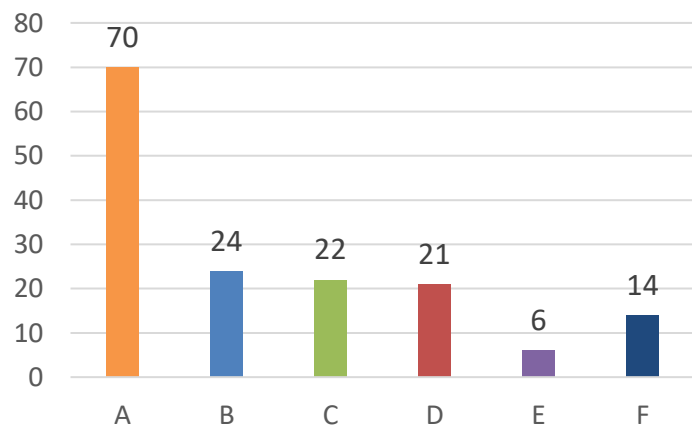
【回答数】164社



- シグナルを発出することが必要である。
- シグナルを発出することは不要である。

【Q19-2】 Q19-1の回答が「1」（シグナルを発出することが必要である）の方にお伺いします。実際に講じているシグナルの発出手段について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。（複数回答可）

【回答数】95社



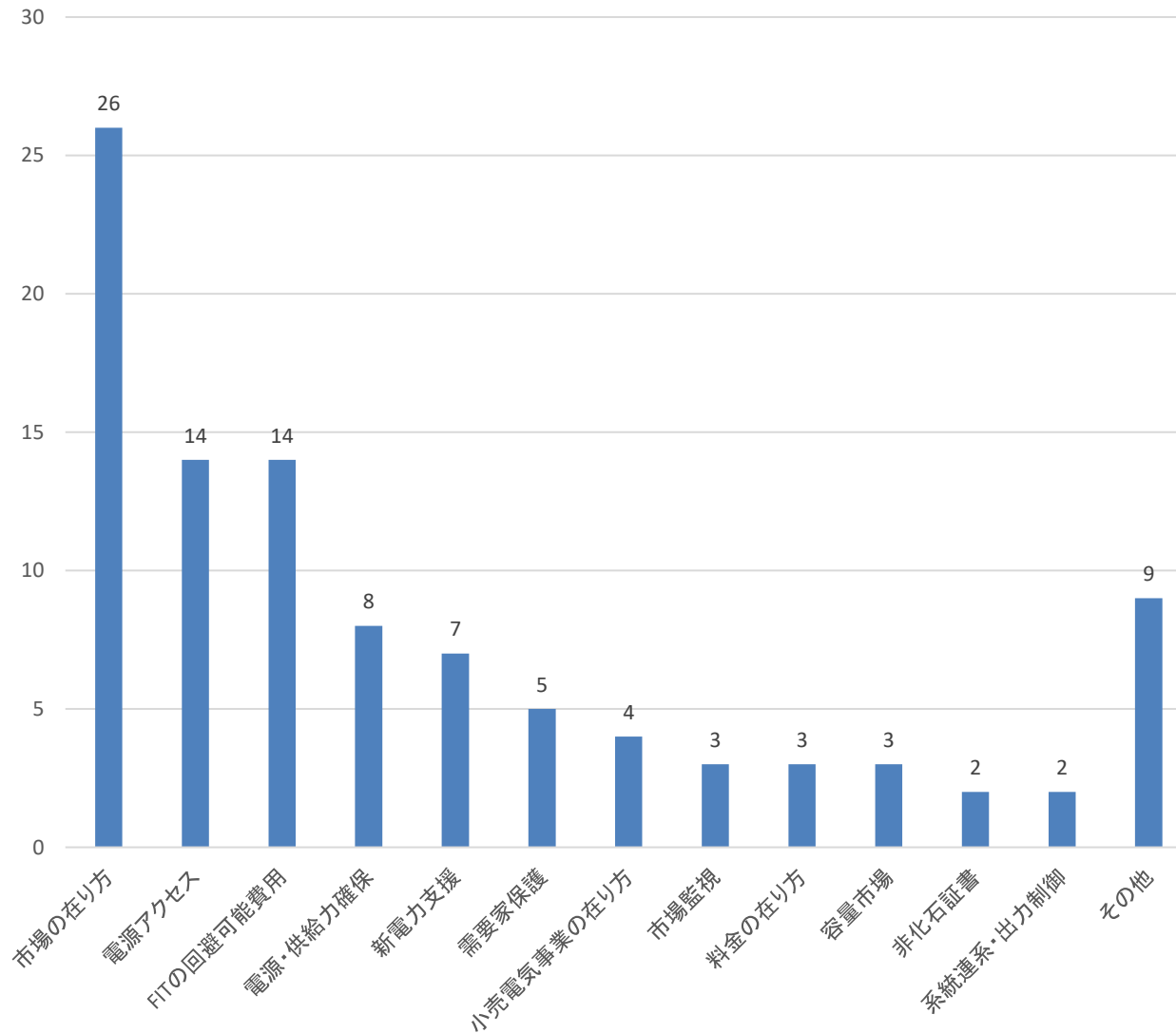
＜回答＞

- A. 相対契約による調達。
- B. 先物取引の利用。
- C. 先渡市場の利用。
- D. ベースロード市場の利用。
- E. 休廃止予定電源の活用（マッチングへの参加）。
- F. その他 ・必要性について理解するが、具体的なアクションはとっていない。

5. 燃料等の供給力確保における市場と小売電気業者の在り方②

【Q20】小売政策に対するご意見・ご要望を自由に記載してください。

【回答数】73社



6. 小売実態調査から見えてきた課題（リスク管理）

（課題①）

- これまでリスクGLや参考事例集を策定し、リスク管理の重要性について呼びかけを行ってきたが、需要家保護の観点から、リスク管理をしていない事業者や親BGと子BGの関係、ストレステストの必要性について、どのように考えるか。

（課題②）

- 小売電気事業者が適切なリスク管理を行うにあたり、必要となる情報（市場に関する情報など）としてはどのようなものがあるか。

（課題③）

- 電力契約は自由化され、個々の選択によるものとされるところであるが、小売電気事業者による事業撤退等において需要家にもスイッチングに一定の負担がかかっていることから、どのような情報提供を行うことが需要家が適切な契約事業者を選択する上で有益で
あると考えられるか。

リスクマネジメントをしていない事業者			インバランス料金の負担者	
78社※ 1	うち、親BGの立場にある者	5 社	親BG※ 2	4社
			親BGと子BGで分割	1社
	うち、卸電力市場における買い入札価格を電源調達の受託者が決定している者	53社	親BG※ 2	43社
			親BGと子BGで分割	4 社
			未回答	6 社

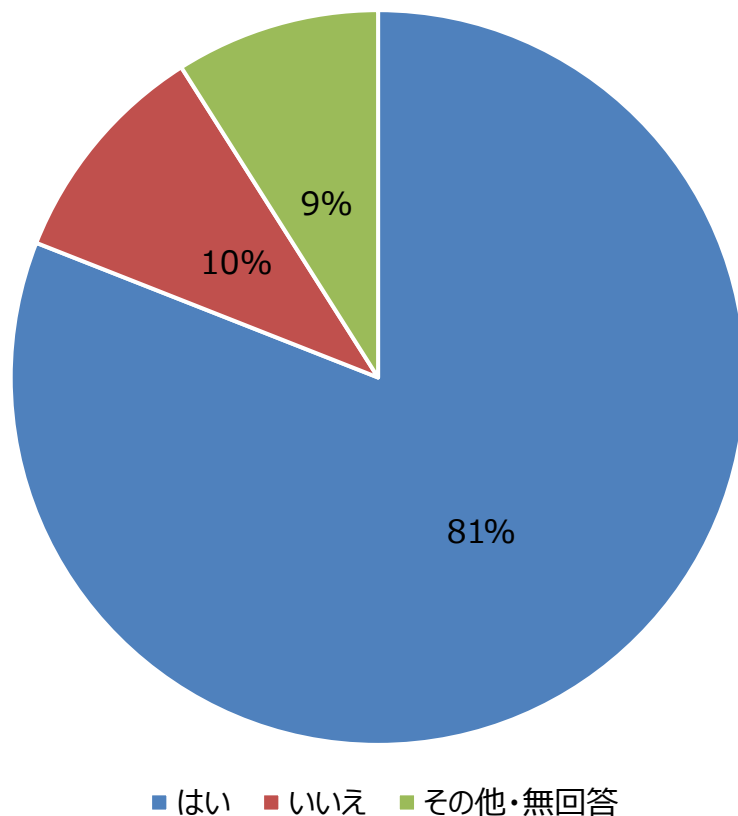
※ 1 回答数は219社の約 4 割 ※ 2 親BGがインバランス料金を負担する場合にあっても、親BGが破産した場合等には、子BGが連債務を負うことについて留意が必要。

(参考) 市場の価格上昇による小売電気事業者への影響調査結果について

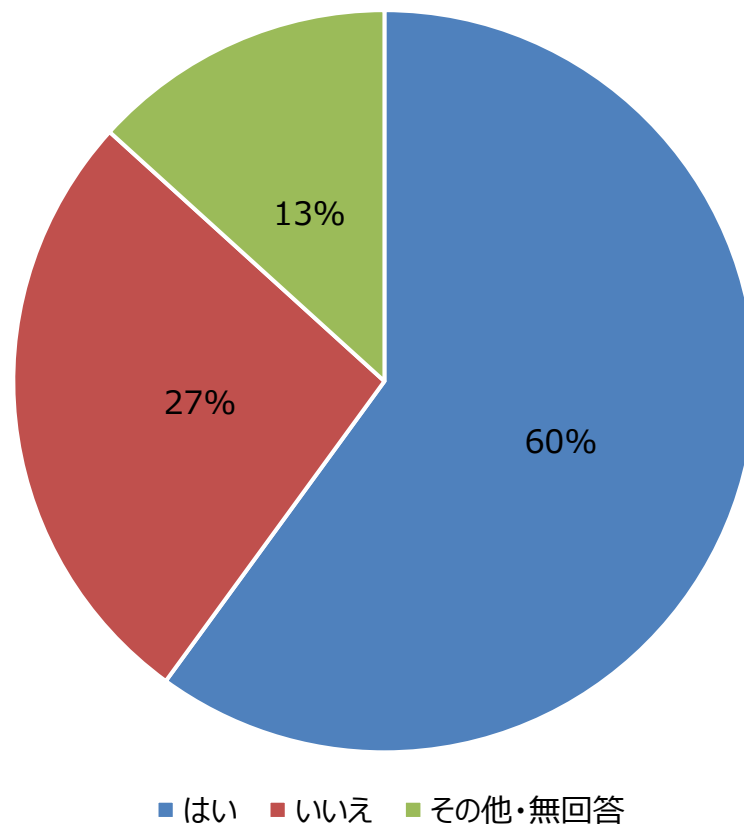
2022年3月25日 電力・ガス基本政策小委員会資料3-1

- 資源エネルギー庁において、2022年2月15日～3月18日の期間に小売電気事業者に対し、電話でのヒアリングを実施。

市場対策等*をご存じですか。



市場対策等*は役に立っていますか。



※いずれの設問も n = 678

*市場対策等とは、本資料11頁に記載の対策やインバランス調整を指す。

6. 小売実態調査から見えてきた課題（料金未払い需要家への対応）

- 自由化が進むにあたっては、小売電気事業者側の課題だけではなく、一部需要家のモラルハザートについても課題があるところ。
- 調査結果（Q14-1）によれば、需要家が電気料金未払いのままスイッチングや転居等をした事例が「ある」と回答した事業者は約半数に上った。
- また、「ある」と回答した事業者に実際の未払件数や債権総額を確認したところ、確認できただけでも約20万件、20億円の実例、債権があることがわかった。
- このようなモラルハザートについては、最終的には社会コスト増加につながりかねないため、どのような対応が必要と考えられるか。

1. 小売実態調査の結果から見えてきた課題等について
2. **燃料価格の急変を踏まえた料金のあり方について**

- 自由化が進む中、あるべき競争の姿と現実の課題の両方を見据え、今後の電気・ガス料金は如何にあるべきか。

■ 家庭等の自由料金：

- 必ずしも生活保護制度の対象とはならない一般の家庭等においても、料金の急変に対して対応が困難な需要家が存在すると考えられる。また、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在。こうした中、自由化された電気・ガス料金において、それぞれの市場的特性を踏まえた望ましい在り方について、何らかガイドライン等により示すことの必要性についてどのように考えるか。

■ 家庭等の規制料金：

- 規制料金はあくまで経過措置であることを踏まえた場合、自由料金における料金の望ましい在り方との整合性についてどのように考えるか。
※ただし、現行の規制料金における原燃料費調整制度は、みなし小売事業者の約款で規定されており、料金の値上げをもたらす改定に際しては、原則として認可が必要となる点に留意が必要。

■ 産業等の自由・規制料金：

- 産業等においても、料金の急変に苦しむ需要家も存在することが考えられるが、原燃料価格高騰リスクも踏まえ、省エネや需要構造の転換に積極的に取り組むことも期待される。標準料金の柔軟な改定などについて、家庭等との比較においてより自由な形での競争に委ねていくことについてどう考えるか。
- また、沖縄電力において存続する高圧向けの規制料金についてどう考えるか。
- 加えて、セーフティネットとしての最終保障供給料金が、適正競争や社会厚生を最大化を図るメカニズムを歪めることのないような最終保障供給料金のあり方について検討が必要。 ※電取委において検討中

- その他、エネルギー政策の観点から、検討が必要な論点としてどのようなものがあるか。

前々回、前回の委員ご意見

- エネルギー料金は今後上がっていくが、その負担は需要家なのか小売なのか、誰かが負担しなくてはならない。【3/25岩船委員】
- いずれの小売事業者においてもギリギリの状況だと理解している。需要家にとっては料金は安いに越したことはない。個人的には停電や供給停止になるのであれば、料金の値上げを受け入れる方を選ぶ。料金が上がった方が需要家の更なる節電意識にもつながる。【3/25村松委員】
- 以前規制料金の経過措置の議論をした際、困窮家庭に対する支援は電気料金の引き下げでなく福祉でやるべきという整理だった。【3/25村松委員】
- 支払いの繰り延べ・支払いができないことによる損失や小売事業者の責めによらない燃料調達価格の上昇等による負担は、小売事業者の適切な事業経営を考えると中長期的には大きな影響につながる可能性。上限を安易に設ける等は慎重に検討してほしい。【3/25大橋委員】
- 燃調の上限価格を撤廃することは選択肢の1つとして検討することは合理的だが、2度にわたって急激な価格の変動があるというのは消費者にとって望ましくないという説明は不誠実。この制度を進めるとこのくらいの非効率性が発生することを訴え、消費者の理解を得ることが本筋。【3/25松村委員】
- 現状の燃調価格に上限があることによる大きな問題は、新規参入者への影響が大きいこと。自社の燃料構成と違うものを選ぶことを強いられており、新規参入者に不利な状況。現在の燃調制度が問題ないのかを議論すべきという話があった。【3/25松村委員】
- このタイミングでの上限撤廃は需要家の理解を得るのは難しいとは思うが、特に新規参入者に対して甚大な影響を与えていることを理解してもらうことも必要。【3/25松村委員】
- 現状の燃調制度の大きな問題は、新規参入者（新電力）への影響が絶大であること。みなし小売電気事業者の燃調制度に、自らの発電燃料構成と異なるにも関わらず新電力が追随しており、実質的に強いられている構造となっている。これは市場を歪ませている可能性があり、理解していただく必要がある。【3/25松村委員】
- 燃調のおかげで急激な電気代の値上げになっていないのはありがたいが、事業者がその分負担するのはどうなのか。全体的にうまく痛み分けできるように考え直すことが必要。【3/25大石委員】
- 燃調の上限撤廃も賛成。新電力との競争という観点で競争をゆがめる可能性が高いので、撤廃の方向で検討すべき。家庭だけでなく産業部門にも関わってくるので、産業政策を含めた総合的な議論が必要という認識。【3/25秋元委員】
- 足下の環境が大きく変化している状況であり、今後の燃料価格の動向を見通すことは非常に難しい。このような状況下での電気・ガス料金のあり方については、需要家及び小売事業者双方に大きく影響するものであるため、今後の燃料価格や市場価格を踏まえながら丁寧な議論をお願いしたい。【3/25電事連清水オブザーバー】

前々回、前回の委員ご意見

- ・ 電気・ガスの仕入れ値が上昇している以上はやはり誰かが負担しなくてはならないところ、小売電気事業者への過度な負担は経営体力を削ぐこととなり、安定的な事業の継続が難しく、最終的に需要家にも色々な問題が生じることも考えられるため、仕入れ値を料金に反映させることは重要で、一定程度キャップを緩和するという方向性も重要ではないか。【4/12岩船委員】
- ・ 燃料費に伴い料金が上がれば、それに対して需要家も省エネで対応するなど、そういった仕組みは考えられるので、柔軟に見直されるべき。生活困窮者に対しては、しっかりと別の枠組において、生活保護等で救済されるような仕組みが必要。【4/12岩船委員】
- ・ 燃料費調整額の上限について、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則を変えるのか、労力はかかるがみなし小売電気事業者が値上げ認可をするのか、これらは簡単ではないと理解している。この状況で小売電気事業者に燃料価格上昇の負担を負わせ続けるのは持続的経営の観点から厳しい状況であるため、何らかの措置が必要。【4/12村松委員】
- ・ 燃料費調整額の上限設定はこの状況において問題が大きい。経営体力のない事業者が撤退せねばならなくなり、社会全体として望ましい姿ではない。【4/12秋元委員】
- ・ 自由化の中で国がガイドラインで規制するというのが気になる。ガイドラインありきで議論を進めない方がよい。【4/12秋元委員】
- ・ ガソリンやその他石油燃料系に関しては、別途価格上昇に対する緊急措置をとっているが、同じ面で電気・ガスについて、消費者保護という点で問題になりそうであれば、別手段で対策を考えていくことは重要。【4/12秋元委員】
- ・ 現在の燃料費調整制度は需要家保護に立脚していると理解。しかし、エネルギーユーザーである企業の多くは現在厳しい経営環境に置かれている。そんな中、中小企業の経営基盤又は産業競争力の強化・維持の観点を考えると、安定供給・経済性を重視したエネルギー政策が不可欠。小売政策についても、需要家保護とエネルギー事業者の持続的経営のバランスを図りながら検討を進めていただきたい。【4/12石井委員】
- ・ 競争的な環境の中で、小売電気事業者が様々なメニューを作っていくことが重要。しかし、原燃料費の高騰に関して、生活困窮者等の救済は社会保障の政策の中でやっていただくことが重要であり、エネルギー政策の中だけでは意味が無い。【4/12大橋委員】
- ・ 規制をする/しないのガイドラインではなく、需要家が納得してメニューを選べるような情報提供となるガイドラインが今後必要。【4/12大石委員】
- ・ 自由化された料金の中で望ましい在り方を国がガイドラインで示すこと自体がリスクとなるのでは。料金設定について、国が何らかの誘導する形であってはならず、事業者の協調的な行動を促すことであつてもならないため、望ましい在り方を示すことと、国としてあるべき姿を両立しうるのか、それをガイドラインとして示す解があるのか。【4/12四元委員】
- ・ 支配的事業者は自ら設定した燃調で一定程度リスクを回避できるが、新電力はそのリスク回避ができず、大きなハンデとなる。体力勝負という側面ではなく、そもそもの制度構造的にハンデがあるという認識。【4/12松村委員】

本日の御議論

- 過去 2 回の小委員会において、燃料価格高騰を踏まえた電気・ガス料金のあり方について、検討の視点の提示や関連するファクトをお示しさせていただきつつ、委員の皆様からのご指摘もいただいたところ。
- こうした議論を整理しつつ、本日は、各論点について、検討の方向性をご議論いただきたい。具体的な論点は、以下のとおり。
 - ① 家庭等向け自由料金における、需要家保護・原燃料費調整の在り方はどうあるべきか。
 - ② 産業用の自由料金はどうあるべきか。
 - ③ 最終保障供給料金のあり方はどうあるべきか。
 - ④ 電気の自由料金における燃料費調整はどうあるべきか。

1. 家庭等向け自由料金における、需要家保護・原燃料費調整の在り方①

- 前回の御議論のとおり、規制料金における原燃料費調整制度には、顕在化している課題が見られる一方、原燃料費調整の上限設定を含め、一定の機能を果たしてきたと考えられる面もある。
- 電力・ガスシステム改革の目的の一つは、小売事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューを提供し、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現すること。
- こうした中で、電気における経過措置の撤廃に当たっての本小委の議論の中でも、「市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定め公表していく等」、「引き続き詳細検討を行っていくことが適当」とされた。
- 以上を踏まえば、家庭等向けの電気・ガス自由料金における、原燃料高騰時における需要家保護を考えた場合、電力・ガスシステム改革の目的に則り、（１）一定の小売事業者によって、上限のある料金メニューや料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む様々な料金メニューの選択肢が提供され、（２）需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現することが望ましいと考えられるがどうか。

※ なお、電力については、規制料金が存続している間においては、規制料金がその役割を果たすこととなる。

(参考) 英国の固定料金 (Fixed price tariffs) の例

- 英国のエネルギー事業者は、料金高騰リスクをヘッジしたい需要家向けの固定料金 (Fixed price tariffs) メニューを提供。

事業者	各事業者のホームページにおける固定料金の説明
British Gas	Protection from any price increases Get peace of mind because you'll pay a fixed price for your unit rates and standing charge for the length of your contract. It means if energy prices go up, the unit rate you pay stays the same, regardless.
edf	Fixed energy tariff vs Standard (Variable) tariff With a fixed tariff, you pay a set unit price over the lifetime of your contract. So, when energy prices go up the unit price you pay doesn't change. It helps you budget better and gives you peace of mind. Today, fixed tariffs cost more, but will protect you from future rises. A Standard (Variable) tariff means the unit cost can go up or down at any time provided they remain no higher than Ofgem's price cap. You don't get protected against what's happening in the energy market apart from the cap and you can't budget in the same way.
E.ON	The price you pay won't change while you're on a fixed tariff. This protects you from price increases (subject to VAT and regulatory changes) 12 month tariff Prices are fixed for 12 months from your tariff start date.

1. 家庭等向け自由料金における、需要家保護・原燃料費調整の在り方②

- 前頁の考え方を望ましいと考える場合、例えば以下のような課題についてどのように考えるか。
 - 料金上昇の影響緩和だけでなく、持続的で安定した供給も需要家保護の観点で重要と考えられるところ、上限設定の在り方や、費用が上限を上回る場合の回収の在り方など、考慮すべき点としてどのようなものが考えられるか。
 - 現に、自由料金においては、調整上限のある料金メニューという選択肢を提供しない小売事業者も多いが、小売事業者にとって、上限のある料金メニューや需要家が料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む様々な料金メニューを提供することが困難な特別な事情があるか。
 - これらを踏まえ、例えば、国として、上限のある料金メニューや料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む様々な料金メニュー（上限設定や回収の在り方を含む。）のモデルをガイドライン等で例示することは、自由競争を阻害せずに、需要家の選択肢の拡大や料金に対する理解促進に資することになるか。
 - その際、供給エリア内の限られたニーズの需要家を対象とする新規小売事業者やガスの中小事業者について、大手の旧一般電気・ガス事業者と同様に扱うことが適当か。
- また、自由化における需要家保護としては、小売事業者に対し供給条件等の説明義務が課されており、需要家への十分な情報提供や説明が求められているところ、原燃料高騰などの小売料金の変動リスク等についても、需要家への十分な情報提供・説明が必要ではないか。

2. 産業用電気料金を巡る論点（電気）

- 産業用電気料金は、小売電気事業者が自由に設定可能。
- こうした中でも、「適正な電力取引についての指針」では、小売電気事業者は、「標準メニューの公表」が「望ましい行為」として位置付けられているところ、以下のような論点も踏まえたとき、ここで公表される「標準メニュー」は如何にあるべきか。

(1) 需要家間の公平性の論点

- ◆ 需要家が、新電力からみなし小売に契約を移行しようとしても、産業用標準メニューでの供給を受けられず、最終保障供給を受けざるを得ない事象が出現。
- ◆ こうした状況が一時的ではなく、一定継続するとすれば、こうした需要家と、既存契約者との間で、選択できるサービスに差異が生じ得る。

(2) 公正な競争環境確保の論点

- ◆ (1)の状況が続けば、最終保障供給を選択することが最も合理的となる需要家が拡大し、一般送配電事業者の負担増大や、新規参入者の撤退が拡大する可能性。
- ◆ みなし小売事業者10社中6社において、2020年度の自由部門の収支が赤字。

(3) 需要家における需要構造転換の論点

- ◆ 産業向け料金の需要家においても、料金の高騰が事業に影響を与える側面はあるが、一般家庭と比して、割安な実態もある。
- ◆ 追加調達分も含めた実際の原燃料費に応じた料金設定を行うことは、電気・ガス事業の持続可能な経営の観点に加え、需要家にとっても、原燃料価格高騰リスクも踏まえた、省エネや需要構造の転換への積極的な取組の創出が期待される。

- ◆ 大手電力（小売部門）において、供給力に余力がない場合、「戻り需要」に応じないことや標準メニューの額を上回る料金で契約すること自体は、独禁法・電事法上問題がないと整理されている。
- ◆ 短期間で契約を切り替える需要家と比較して、長期間契約を継続する需要家に対し、相対的に有利な条件を提示することは、一般的にあり得る。
- ◆ 一般的に、大手電力の標準メニューは、長期的なコスト水準を踏まえて設定され、追加調達分に係るコスト増は観念されていない。

（参考）適正な電力・ガス取引についての指針（電気・ガス）

◆ 適正な電力取引についての指針

小売料金の設定及び小売供給に関する行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。

◆ 適正なガス取引についての指針

公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① 標準メニューの公表

小売供給に係る料金について、ガス小売事業者が、それぞれ個別に、家庭向けの標準的な小売メニューを広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、利用形態以外 の需要家の属性（例えば、競争者の有無、他のエネルギー供給からの切替えの有無等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うことになるため、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

なお、平成29年4月よりも前に自由化されていた大口の供給に係る料金についても、一般ガス事業者であったガス小売事業者が自主的な取組として、合理的な算定方法による平均価格や標準モデルケース価格を広く一般に公表することが望ましい。

(参考) 独占禁止法・電気事業法上の解釈

第7 1回制度設計専門会合

「『戻り需要』に係る独占禁止法・電気事業法の解釈について」

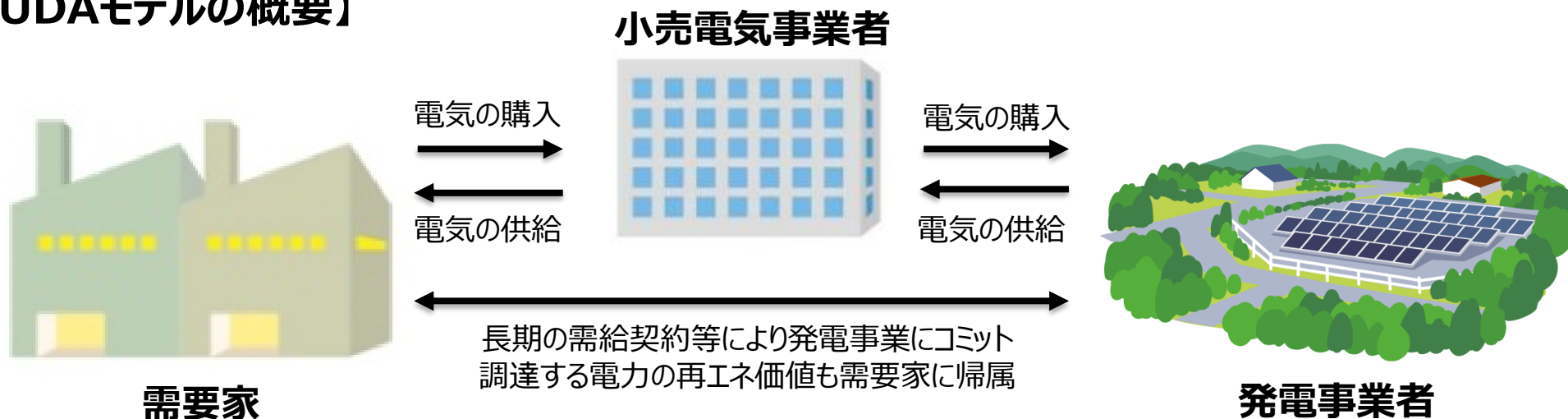
令和4年3月24日 公正取引委員会 電力・ガス取引監視等委員会

- 旧一般電気事業者である小売電気事業者が、来年度の供給のために事前に調達していた供給力に余力がなく、戻り需要に応じるためには追加的に卸電力市場等で調達せざるを得ないが、卸電力市場等からの追加的な調達では標準メニューの額又は最終保障供給約款の額（標準メニューの1.2倍）で契約をしてしまうと不当廉売に該当してしまうおそれがある場合において、供給力の確保を卸電力市場等からの追加的な調達により行うことを前提に、標準メニューの額（さらには最終保障供給約款の額）を上回る料金、または、市場連動型の料金で小売供給契約を締結すること、若しくは、小売供給契約を締結しないこと自体は独占禁止法上及び電気事業法上、問題ない。

需要家主導による再エネ導入（UDAモデル）の促進

- 世界的な環境意識の高まり（RE100、SDG s 等）から、製造業等を中心として、追加性（FIT等の支援に依らず、新設されたもの）のある再エネ調達求められる状況。
- こうした中、再エネを必要とする需要家のコミットメント（長期買取や出資など）の下で、需要家、発電事業者、小売事業者が一体となって再エネ導入を進めるUDA（User-Driven Alliance）モデルの拡大が不可欠。

【UDAモデルの概要】



- ✓ 電気を使用する需要家が長期にわたって電気を買い取ることで発電事業にコミットし、需要家主導による導入を進めるモデル。（特に、一定価格で買い取りを行う等の契約形態の場合、電力コストの平準化にも貢献する）
- ✓ 例えば、令和3年度補正・令和4年度当初予算「需要家主導による太陽光発電導入補助金」では、このようなUDAモデルによる太陽光発電設備の導入に対して補助を実施することでこうした再エネ導入を促進。

※オンサイトPPAやFIPによる相対取引なども、UDAの代表的な事例の一つ。

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

令和4年度予算額 125.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 2030年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向けては、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠です。また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。
- こうした中で、特に、需要家が活用しやすく導入が比較的容易な太陽光発電の利用拡大が期待されます。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点で必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていません。
- こうした状況を踏まえ、例えば、発電された電気を長期的に利用する契約を締結することなどにより、需要家が主体的に発電事業者と連携して行う太陽光発電設備の導入を支援し、こうしたモデルの確立・拡大を促します。

成果目標

- 令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

非FIT/FIP・非自己託送による需要家主導型の導入促進

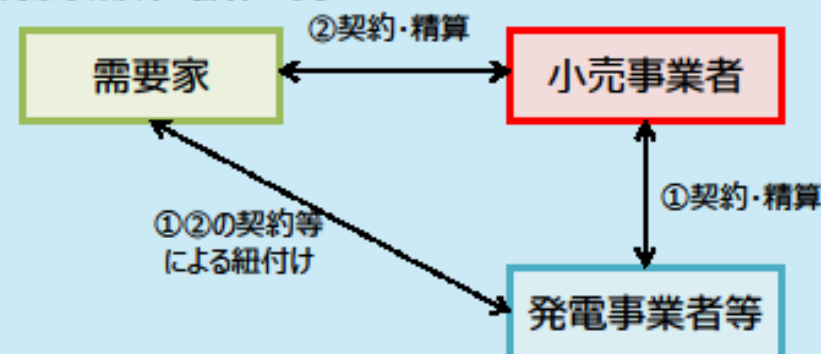
- 再生可能エネルギーの利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度及び自己託送によることなく、再生可能エネルギーを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。

【主な事業要件例】

- ・一定規模（2 MW）以上の新規設置案件※であること
※同一の者が主体となった案件であれば、複数地点での案件の合計も可（1地点当たりの設備規模等についても要件化を検討）
※需要地外（オフサイト）に設置され託送されるものであること
- ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること
※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
- ・将来的な廃棄費用の確保の方法、周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと

等

【対象事業スキームイメージ】



(参考) 先端的省エネルギー投資促進への補助制度

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和4年度予算額 253.2億円 (325.0億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。なお、当該支援に必要な一部業務のサポート事業を実施します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で2,155万klの削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(A)先進事業

「I. 省エネ技術の先進性」、「II. 省エネ効果」、「III. 導入ポテンシャル」の観点から事前審査・登録された「先進設備・システム」の導入を重点的に支援する。

【先進設備・システム登録リスト】



(B)オーダーメイド型事業

既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備の更新を行う省エネ取組を支援。



(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ設備への更新を支援。



対象設備（例）



【空調】

【業務用冷蔵庫】

【射出成形機】

(D)エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

(参考) 原油価格高騰に対する中小企業支援

- 原油価格高騰に対する中小企業支援として、「原油価格高騰に対する緊急対策」において、相談窓口の設置、資金繰り支援、下請企業の価格転嫁円滑化を実施。

1. 特別相談窓口の設置

- 中小企業の相談に応じるため、政府系金融機関など、全国約1,000箇所に、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置。（2月25日に措置）

2. 資金繰り支援

①セーフティネット貸付の要件緩和（2月25日に措置）・金利引下げ（3月4日に公表）

ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受けている場合には、①セーフティネット貸付（※）の数値要件（売上5%減等）を撤廃するとともに、②このうち、利益率が5%以上減少した事業者に対して金利を0.2%引き下げる。さらに状況が悪化する場合には、追加の支援を検討。

（※）日本公庫等が売上5%減等の事業者に基準金利で最大7.2億円を貸し付ける制度。（基準金利：中小1.07%、国民1.82%）

②金融機関への資金繰りの配慮要請（2月25日に措置。3月7日に改めて金融機関の長に対して直接要請）

金融機関に対して、中小企業の資金繰り相談に丁寧に対応するなど、きめ細やかな対応を行うよう、配慮要請を発出。

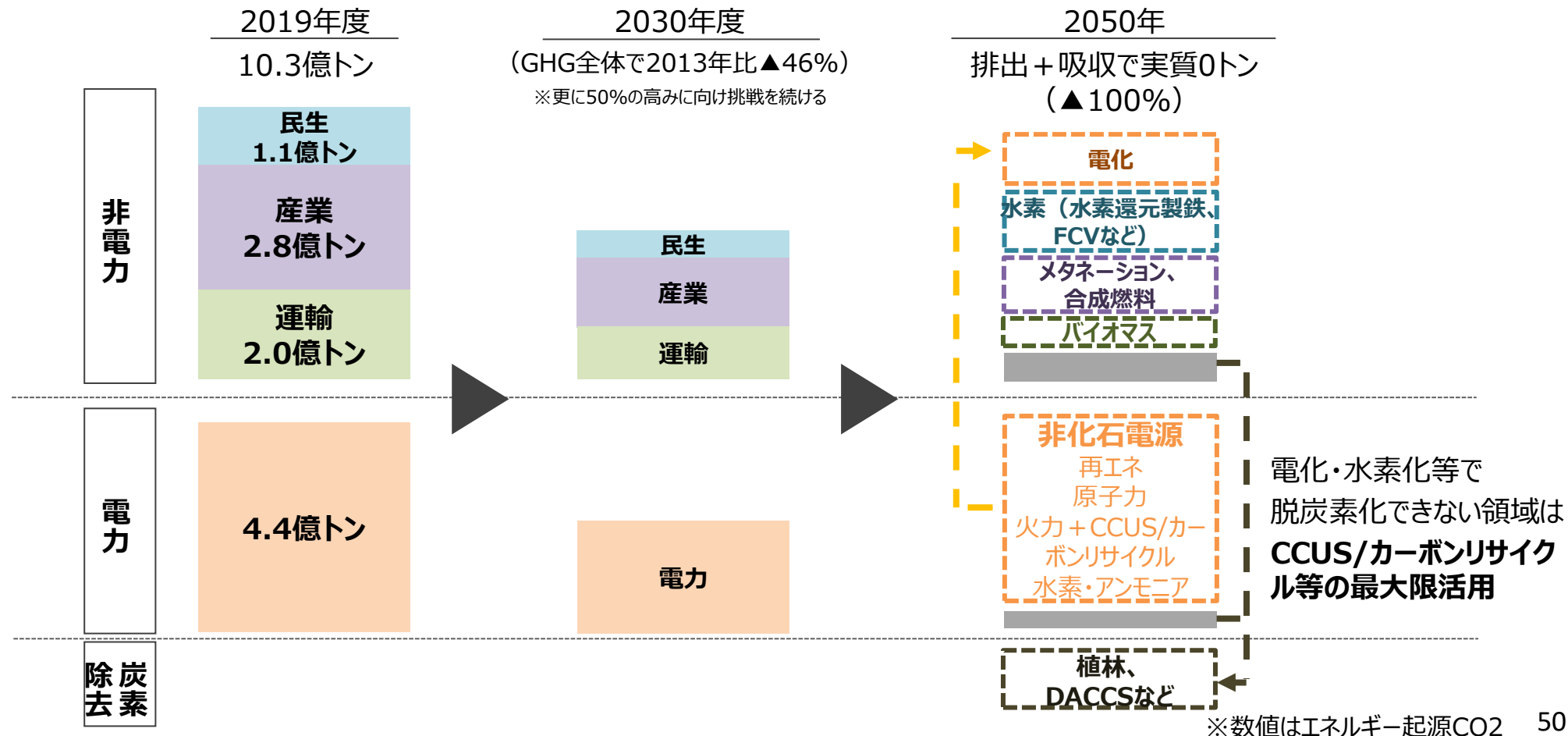
3. 原油価格上昇に伴う下請事業者の価格転嫁円滑化

- 業界団体（約1,500団体）を通じ、親事業者に対して、原油等の価格上昇分を適切に価格転嫁すべく、下請事業者への配慮を行うよう要請。（2月28日に措置）
- 「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、エネルギーコスト等の上昇分を適切に転嫁できるよう、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買いたたき」などに対する取締りを強化。

(参考) カーボンニュートラルへの転換イメージ

第1回産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーン転換フォーメーション推進小委員会／総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 2050年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会 合同会合(2021年12月16日) 資料2

- 社会全体としてカーボンニュートラルを実現するには、電力部門では非化石電源の拡大、産業・民生・運輸（非電力）部門（燃料利用・熱利用）においては、脱炭素化された電力による電化、水素化、メタネーション、合成燃料等を通じた脱炭素化を進めることが必要。
- こうした取組を進める上では、国民負担を抑制するため既存設備を最大限活用するとともに、需要サイドにおけるエネルギー転換への受容性を高めるなど、段階的な取組が必要。



(参考) 部門別収支について (資源エネルギー庁ホームページにて公表)

エネルギー政策 (全般)

省エネルギー・新エネルギー

資源・燃料

電力・ガス

部門別収支について

令和2年度部門別収支計算書「一般需要部門の当期純損失額等の公表」について

令和3年9月30日

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第4条に基づく令和2年度部門別収支計算書等の提出を、北海道電力株式会社ほか9社から受けたところ、以下の事業者においては、一般需要部門に当期純損失が確認されたため、同規則第5条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び一般需要部門の当期純損失額を公表します。

事業者名	一般需要部門の当期純損失額
東北電力株式会社	222億円
東京電力エナジーパートナー株式会社	602億円
北陸電力株式会社	69億円
関西電力株式会社	46億円
中国電力株式会社	101億円
四国電力株式会社	144億円

3. 一般送配電事業者による最終保障供給サービスの在り方（電気）

- 一般送配電事業者は、最終保障供給が増大した場合には、最終保障供給のために、追加的な供給力の確保が必要となる可能性がある。
- 他方、LNGスポット価格は極めて高い水準で推移しており、この供給のために必要な燃料を確保しようとするれば、相応のコストが必要となる。
- 現在、最終保障供給料金の在り方については、電力・ガス取引監視等委員会で議論が行われているところであるが、安定供給確保の観点からも、最終保障供給料金等の水準が適正化されることが必要ではないか。

4. 電気の自由料金における燃料費調整について（電気）

- 現状、新電力の多くは、同一エリア内の大手電力の燃料費調整額を横並びで自社の自由料金に採用しているが、実際の電源構成や卸電力市場価格といった、当該新電力の限界費用が反映されていないことから、特に燃料価格高騰時にそのギャップが深刻化。
- このため、新電力各社において、自社の限界費用を反映した燃料費調整の仕組みを新たに導入することが、経営安定化の観点からは有力な選択肢となるが、その場合、需要家にとって料金の比較可能性を維持することにも配慮する必要。
- こうした観点から、特に電力分野において、独禁法に配慮しつつ、**需要家目線で比較検討しやすく、かつ透明性を確保**できるような、**燃料費調整の考え方やその具体的な手法例**について、P42の議論と併せて、ガイドライン等の形で示していくことについて、どう考えるか。